

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 18 回 農業委員会総会議事録

令和 3 年 12 月 23 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	10	和泉茂樹	委員
	11	平川智司	委員

第 18 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 3 年 12 月 23 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
		9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
		12	青野 英一郎
5	山前 満	13	田村 通啓
6	中谷 由広	14	山田 裕之
7	川村 良則	15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明		
4	田中 裕二		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局長	<p>只今から、18回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。</p>
議長	<p>議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、10番 和泉委員さん、11番 平川委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が富富士340番2外35筆、現況地目畑が164,524.45㎡、採草放牧地が20,589㎡、合計面積185,113.45㎡、契約期間は平成23年11月30日から令和3年11月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年11月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号2 土地の所在が富富士275番2外6筆、現況地目が畑で合計面積33,366.57㎡、契約期間は平成23年11月30日から令和3年11月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年11月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号3 土地の所在が大成99番1外3筆、現況地目が畑で合計面積12,073㎡、契約期間は平成23年12月27日から令和3年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年10月28日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号4 土地の所在が大成101番1外4筆、現況地目畑が30,427㎡、採草放牧地が2,747㎡、合計面積33,174㎡、契約期間は平成21年5月26日から令和元年5月25日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年10月28日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号5 土地の所在が大成138番1外4筆、現況地目が畑で合計面積12,568㎡、契約期間は平成23年12月27日から令和3年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和2年12月23日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●さん。解約後は賃貸借を希望し、あっせん申出がありました但不調となっています。</p> <p>番号6 土地の所在が大成96番外2筆、現況地目が畑で合計面積10,665㎡、契約期間は平成23年12月27日から令和3年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年10月11日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号7 土地の所在が富丘5番外12筆、現況地目畑が38,250㎡、採草放牧地が29,969㎡、合計面積68,219㎡、契約期間は平成19年5月31日から平成29年5月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年10月21日、通知者が、賃貸人 ●●●●●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号8 土地の所在が富富士594番2外15筆、現況地目が畑で合計面積102,765㎡、契約期間は平成29年1月30日から令和4年1月31日まで、合意解約の成立の日・引</p>

議	長	<p>渡しの日が令和3年10月22日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●。解約後は賃貸借です。</p>
各	委	<p>以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
議	員	<p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各	長	<p>———異議なし———</p>
事	務	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 次に、議案の審議に入ります。</p>
局	局	<p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>
		<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
		<p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>
		<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p>
		<p>番号1.</p>
		<p>利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富武士 ●●●●さん。土地の所在が富武士340番2外35筆、現況地目畑が164,524.45㎡、採草放牧地が20,589㎡、合計面積185,113.45㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年12月24日から10年間、賃貸料は年額550,000円、10㍍当たり3,000円で、前回は3,000円でした。あっせん会につきましては、令和3年11月11日から1回実施しております。</p>
		<p>図面で説明いたしますと（1ページ）です。申請地につきましては、トカロチ幹線道路沿いの土地となります。</p>
		<p>番号2.</p>
		<p>利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が富武士275番2外6筆、現況地目が畑で合計面積33,366.57㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年12月24日から10年間、賃貸料は年額99,000円、10㍍当たり3,000円で、前回は3,000円でした。あっせん会につきましては、令和3年11月11日から1回実施しております。</p>
		<p>図面で説明いたしますと（2ページ）です。申請地につきましては、若里トカロチ間道路沿いの土地となります。</p>
		<p>番号3.</p>
		<p>利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成99番1外3筆、現況地目が畑で合計面積12,073㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年12月24日から10年間、賃貸料は年額50,000円、10㍍当たり4,100円で、前回は4,100円でした。あっせん会につきましては、令和3年11月16日から1回実施しております。</p>
		<p>図面で説明いたしますと（3ページ）です。申請地につきましては、国道333号線北東側、大成47号付近の土地となります。</p>
		<p>番号4.</p>
		<p>利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成101番1外4筆、現況地目畑が30,427㎡、採草放牧地が2,747㎡、合計面積33,174㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年12月24日から10年間、賃貸</p>

料は年額 180,000 円、10 畝当たり 5,400 円で、前回は 5,400 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 11 月 16 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地につきましては、国道 333 号線沿い、番号 3 の隣接地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 96 番外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 10,665 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 12 月 24 日から 10 年間、賃貸料は年額 40,000 円、10 畝当たり 3,800 円で、前回は 3,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 11 月 16 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地につきましては、大成 47 号付近、番号 3 の隣接地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、北 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富丘 ●●●●さん。土地の所在が富丘 5 番外 12 筆、現況地目畑が 38,250 m²、採草放牧地が 29,969 m²、合計面積 68,219 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 12 月 24 日から 10 年間、賃貸料は年額 150,000 円、10 畝当たり 2,200 円で、前回は 2,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 11 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）です。申請地につきましては、佐呂間富丘間道路の北側、富丘 32 号付近の土地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が富武 594 番 2 外 16 筆、現況地目が畑で合計面積 102,899.26 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 12 月 24 日から 10 年間、賃貸料は年額 411,060 円、10 畝当たり 4,000 円で、前回は 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 11 月 11 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページと 6 ページ）です。

申請地につきましては、5 ページが道道富武佐呂間線沿い富武 9 号付近の土地で、6 ページが国道 238 号線と若里トカロチ間道路の間の土地となります。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。

大澤委員
青野委員

番号 3、番号 4、番号 5 について、隣接地なのに価格が違うのはどんな理由ですか。今回は、いずれもあっせんの段階ですでに当人同士で、前回と同額という話がされて、前回と同額で設定しました。もともと水田地だったところがあったり、条件の良し悪しを当人どうしでわかっている、値段が決まっていたようです。

大澤委員

隣通しで、金額が違うのも変な感じがしますが、お互いに納得しているのであれば、やむを得ないですね。

議 長

他に質問はありますか。

各委員
各議 長

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

——— 異議なし ———

議案第 1 号は原案どおり決定いたします。

その他

各委員
各議 長

各委員さんの方から何かありませんか。

——— ありません ———

なければ第 18 回農業委員会総会を終ります。